

大阪市特別職報酬等審議会 意見交換概要（要旨）

日時 （第1回）平成22年6月28日（月） 午後1時から午後3時
（第2回）平成22年7月2日（金） 午後1時から午後2時30分

<主な意見>

教育委員会

（委員）

- ・ 業務実績の表を見ると、ほとんど1時間前後くらいであり、それぐらいの時間で果たして十分な審議ができていいのかどうか、疑問。

（教育委員会事務局）

- ・ 当日の議案を事前に資料を含めて委員に対して送付し、事前のやりとりは行っている。

（委員）

- ・ 教育委員会が自身の議決する責任の重さみたいなもの、議会で教育委員長が答弁することも含め、責任の共有する重さの問題というのをどのように斟酌するのか。
- ・ 教育の重要性からすると、今までのような定例的な会議の開催ということだけで果たしていいのかどうか。むしろ教育の活性化の為には、もっと開催の頻度を含めて高めていく必要があるではないか。
- ・ 月額を維持していきたいとのことであったが、月額で支払うに足りうる中身であるかどうか。

（教育委員会事務局）

- ・ 教育委員にご就任頂くときに高い識見などを判断して、市会の同意を得て就任いただいている。任期の間は、本市の教育行政に関して日ごろから色々な問題に関して解決すべく判断していかなければならないという認識を持っている。
- ・ 事前に資料送付し、各委員がその中身を点検しており、当日の議論では、事務局が何故そのように考えたのかを中心に、その正確な判断を果たすために必要な、また納得のいくご議論をして頂いた上で判断をしていただいている。

（委員）

- ・ 滋賀県の裁判例から見ると、常勤であるということを前提にして初めて月額制にするとされている。単純計算では、一日8時間計算で、教育委員会が13日、選挙管理委員会が5日、これで常勤と言えるかということ、到底言えない。

- ・ 教育委員会から、仕事の重要性というのはよく分かるのだが、なぜ日額に馴染まないかという理由がよく分からない。
- ・ 結局忙しい、また資料送付とあったが、おそらく忙しいのは事務局の方であって、事務局の仕事の量が膨大であり、委員の仕事はそういうことではないのでは。

(教育委員会事務局)

- ・ 会議をするだけではなく現場の視察、他の指定都市あるいは他の都道府県での教育行政での特に有意義な教育行政の視察等、今まではできていない部分を、積極的にやっていきたい。
- ・ 教育委員会会議を開く前に、教育委員会協議会というものを随時開催し、教育委員会での正式な議論をする前に、その議案が書かれる背景、経過といったものを事前説明し、また、現場視察等、今後、会議以外の回数も含めて増える。

(委員)

- ・ 国が示している3万5千円で、10回とすれば35万、それだけの回数を行えば、今と同等の報酬となり、月額報酬が減額されても構わないと言うが、報酬が減ることの方が、委員の方に対して申し訳ないのではないか。
- ・ 日額にすれば活動回数が減ると説明されたが、別に、回数が増えれば報酬も増える。
- ・ 教育委員として、日常から色々に関心を持っておられることは当然のことであって、それに対して報酬を払うということは別に必要はないと思う。

(教育委員会事務局)

- ・ 厳しい財政状況を考えると日額制にすることにより、経費節減の観点から自然として活動回数の制約が生じるのではないかと危惧されている。
- ・ 月額制であれば、開催も含めて無理なくできるのではないかとというのが、この間の、委員から意見。

(委員)

- ・ 教育委員会の方針で、地域と学校と家庭とで、手を取りあいコミュニティーの力を借りてやって行く方向で、中学校の元気アップ本部という形で立ち上げ、ほとんどはボランティア的に募集。
- ・ 報酬があったとしても、一時間7、800円程度の額。交通費にしかならない額で、地域の方の善意、ボランティアで、たくさんの力を借りている。
- ・ その方々がこれで生計を立てられているのでなければ、ボランティアではないと言われたらそれまでだが、実際現場で携わられている方との意識的なギャップを、一般市民として感じるがどうか。

(教育委員会事務局)

- ・ これまでから地域の方にも、特に、元気アップ本部というのは中学校の方で地域の方のお力を借りて取り組んでおり、ほとんど報酬という形のものにはなっていない。
- ・ 現状としては委員の報酬と比較すると、ご指摘のようなところはある。
- ・ 決して地域の方の活動を軽く見ているわけではなく、そういった活動は皆様の力がなければ展開はできないことであり、色々と支援をしながらご協力いただきたい。
- ・ 現在の報酬に関して、教育委員の方も、報酬の金額が、現在の額で妥当であるとは思っていない。
- ・ 当然、市民の方からご理解が得られるような金額水準はあると考えており、減額されるというのは委員からも異存はない。

(委員)

- ・ 前回 6 月 28 日に実施した意見交換の内容について、ご意見ご質問等は何か。

(教育委員会事務局)

- ・ 先日の審議会の内容について、教育委員に報告し、その中で、報酬額を市民の理解が得られるように適正なレベルに引き下げることについては、全く異論はないが、報酬の日額化については、何点か意見があったので報告をさせていただく。
- ・ 一点目に、教育委員は大阪市の教育にかかる事項の決定と施策の実施に日常的に責任を負っているものであり、報酬は一連の責務を全うすることに対して支払われるものではないか。
- ・ 二点目は、日額化により、その時だけの仕事という意識が強くなり、教育委員の場合であれば、教育委員会議の開催日に出席して意見を表明するのが仕事という存在になりかねないというような危惧が生じる。
- ・ 三点目に、教育委員は教育委員会という大きな組織の最高意思決定機関のメンバーであり、教育に関する課題が山積している今日、非常勤であっても常勤に近い意識を持って活動することが求められており、委員各自そのような意識で取り組んでいると。
- ・ こうしたことから、月額報酬制を維持するのがいいというのが複数の意見。
- ・ これまで以上に積極的に教育行政に関わっていただく必要があり、また教育委員が行った決定に対してはより重い責任を負っていただくことになる。
- ・ 教育委員には、常にその自覚を持っていただく必要があり、また、教育職員である教員が法律に違反する行為を行った場合は、一般の職員より重い懲戒処分が科されるように、教育委員にも教育に携わる職員としての高い規範性、倫理性が求められている。
- ・ こういった教育委員会の特色、教育委員の担う職責について、十分ご理解を頂いた上でのご判断をいただきたい。

(委員)

- ・ 教育委員の報酬については、色々な意見があり、多くの委員から、月額は今現在の大阪市の市民感覚からすれば馴染まないのではないかという意見がいくつかあった。
- ・ それに対し、教育委員会事務局からは、教育委員自身の意見として、適正なレベルに報酬を下げることについては異論がない。
- ・ しかし、日額に変更することは職責の重さ並びに仕事内容の複雑さと、今後、大阪市の児童、生徒の教育がますます重要になっている中で、職務は極めて重いということであり、更には実際に教育に携わって来たものとして理解する。
- ・ 教育の問題を議論するには、あるテーマについて事前にかんがりの準備をし、委員会に臨まないといけないという面もあり、それなりに納得ができる点はあった。

(委員)

- ・ 直接的な会議の回数というのではなく、そこに臨むまでには統計に表れない出勤分をどのように評価するのかという問題がある。
- ・ 単に一回だけの会議だけではなく、そこに行くまでに事前に予習し、色々な物を見たりして臨む。
- ・ 数字に表れるのは出席回数だけであり、それをどう評価し、開催の執務量みたいなものに直して行くかというのが必要である。
- ・ 滋賀県の裁判の流れからいくと、勤務実態というか、委員会実務が、その常態に近いかどうかということが、日額か月額かの分かれ道になる。
- ・ いろんな責任の重さとか役割の重要性は分かるが、そういう数値として現れないものをどのように評価し、その結果、常勤に近い状態なのかどうか、月額制維持の判断理由になるのではないか。
- ・ 月額でなければならないという理由を言うより、どれくらいの実際の会議に表れない業務量みたいなものを、どのように評価していくかということも検討していくべき。

選挙管理委員会

(委員)

- ・ 国における選挙管理委員会は既に日額になっているのではないかと。

(選挙管理委員会事務局)

- ・ 国は中央選挙管理会という組織で、日額である。

(委員)

- ・ 選挙管理委員会について、選挙が実施される年とされない年とで、あまりにも差があり、月額というより日額の方が公正な感じがする。

(選挙管理委員会事務局)

- ・ いろいろと考え方はあるが、年により差があるのは事実。

監査委員・人事委員会

(委員)

- ・ 住民監査請求というのは年間何件ぐらいあるのか。

(監査・人事制度事務総括局)

- ・ おおむね 20 件前後で、最近で一番多かったのが平成 17 年で 31 件、21 年度は 18 件。

(委員)

- ・ 人事委員会の職務権限がいくつかある中で、公平審査のところ、請求件数が近年増加しているとのことだが、実数としてはどのくらいか。

(監査・人事制度事務総括局)

- ・ 現在 12 件継続しており、21 年度には 2 件が提出、12 件が継続中という状況。

(委員)

- ・ 継続ということは、決着するまで何回ぐらいの会議が必要か。

(監査・人事制度事務総括局)

- ・ 案件によっては、非常に長期間にわたって継続し、3 年から 4 年かかるのではないかと思っており、長いものでは 10 年以上かかっている。

農業委員会

(委員)

- ・ 農業委員会について、6 行政区の、6 つはどうかたちになるのか。

(経済局)

- ・ 農地面積なり農家戸数を指数化し、一番多いのは平野区。順次、農地の多い 6 行政区に農業委員を配置し、それぞれ地区を担当。

(委員)

- ・ 委員によっては、行政区に配分されて、比較的、仕事量に差が生じているのでは。

(経済局)

- ・ 農地面積、農家戸数に応じて委員を配分しており、例えば生野区であれば、行政区全域を担当。区域としては広いが、担当いただく農地面積や農家数としては決して多くはない。
- ・ 一方、平野区の場合であれば、限られた地域にたくさんの農地があり、農家が多いということで、8名の委員を配分。担当いただく地域によって、若干の差異はあるが、委員の仕事で、驚くほどの差異はない。

固定資産評価審査委員会

(委員)

- ・ 固定資産評価審査委員会について、非常に専門性を要する委員会であるということは非常によく分かる。
- ・ 他の委員会に比べて日額制になっており、他の委員会とのバランスというのが目立つように感じる。

(財政局)

- ・ 固定資産評価審査委員会については、地方税法という法律の第423条7項に「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる」という規定があり、但し書きはなく、日額での支給しかない。

(事務局)

- ・ 支給方法としての日額、月額という議論もあるが、個々の水準についての議論もお願いしたい。

その他

(委員)

- ・ 滋賀県に対して、高裁判決が出ているが、一方、兵庫県に対し、全然違う判決が出ているが、これは考慮に入れないのか。

(事務局)

- ・ 兵庫県については、条例制定の関係で月額というような形で報酬額が条例上決定されており、違法ではないという判断。
- ・ 常勤か非常勤なのか、報酬の中身、委員会それぞれの会議の状況など、そこまで踏み込まずに、条例の今のありかたに対して違法ではないという判決。

次回審議会に向けて

(委員)

- ・ 次回の審議会に向けて、事務局からの概要説明で、神奈川県や青森県等の他の自治体において、既に日額報酬制を採用してとのことである。これらの自治体の事例について、どういう考え方にに基づき、その方向性、結論になったのか。その点を再度詳細にご説明いただきたい。
- ・ これらの事例を仮に本市に置き換えた場合、どのような考え方になるのか。
- ・ 国の常勤でない職員の報酬単価について、一日あたり 35,300 円以内という説明もあったが、その点も考慮いただいた資料を事務局で整理し、次回の審議会でも参考を示して欲しい。

(事務局)

- ・ 各都市や、既に改正をしている自治体の月額、日額の考え方、また水準設定の考え方もあわせて整理し、次回資料としてお示しする。

(委員)

- ・ 次回の審議会は、この二日間のヒアリング、意見交換を行った内容等を踏まえ、大阪市の行政委員会の報酬のあり方について、行政委員会ごとの報酬の支給方法、また、水準がどうあるべきかなどに、中間的なとりまとめになるが、具体的な方向性を、審議会でも議論を深めて行く。